

## 令和7年度談話会 質疑応答内容（要約）

Q.文化財に関係する職業の就職先はありますか？

A.（公財）和歌山県文化財センターのような団体職員や都道府県及び市町村職員、公立博物館の学芸員など公務員が一般的です。文化財に関係する仕事の多くは文化財保護法など法律に基づいた仕事で、現在約6,000人が日本全国で働いています。全国で採用試験が実施されています。

Q. 建物のCG復元に興味があります。

A.近年、文化財の分野では様々な遺跡や史跡で三次元測量などの技術を用いて計測し、そのデータを元にした当時の遺跡や建物の姿をCGで復元する事業が進んでいます。一例では、岐阜県岐阜市にある岐阜城では発掘調査成果を基に織田信長が拠点としていたころの岐阜城をCGで復元し、ゲームやPC・スマートフォンで楽しむことができます（<https://www.nobunaga-kyokan.jp/metaversegifucaastle/>）。ただ、CG復元は発掘調査だけではなく、絵図や文献資料を基に様々な分野の調査成果を合わせて行うことが多いので、多種多様な知識や経験が必要になると思います。

Q.将来、お城に関わる仕事をしたいですが、どこに就職すればいいのでしょうか？

A.例えば和歌山県内の話をすると、和歌山城については和歌山市に和歌山城整備企画課という専門の課があり、和歌山城の管理、史跡整備などを行っています。また、和歌山市立博物館では学芸員として和歌山城の展示を行ったりすることがあります。広い意味でお城と捉えるならば和歌山県教育委員会や市町村教育委員会では史跡である湯浅城跡や藤並城跡、安宅氏城館跡など山城を含めた城の整備などの仕事があります。ただし、お城にだけ関わる仕事というのは、あまり数多くはありません。たくさんある文化財の一つとして城に関わるという形が多いです。

Q.博物館と資料館の違いはなんですか？

A.博物館は「博物館法」という法律に基づいて指定される要件を満たしたもので、資料を収集、保管、調査研究、展示、教育普及を機能とする施設を指し、法律上は「登録博物館」「博物館相当施設」「博物館類似施設」に分けられます。「登録博物館」と「博物館相当施設」や「博物館類似施設」では展示できるもの・できないもの（重要文化財などを貴重な文化財を展示するためには条件などがある）があるという違いがあります。

Q.発掘作業ではどうして昔の人が作った建物跡や溝があるということがわかるのですか？

A.建物を建てたり、溝を掘ったりして一度地面を掘り返すと、そのあと穴や溝が埋まった

としてもその部分の土が他の地面と色が違ったり、土器や石器などがその部分にだけ埋まっていたりといった違いがあります。そのため、発掘調査では昔の人々が生活していた地面（遺構面）まで掘り下げた後、その地面を一度綺麗にクリーニング（精査）して、そういった土の違いから遺構を見つけていきます。見つけた違う土の部分は、全てが人が作ったものではなく、木が倒れた痕跡であったり、地形の変化で自然と違う土が溜まっただけの場合もあり、見分けるためには経験が必要になります。実際に掘ってみないと分からないことも多いです。



一例：日高郡日高川町東郷遺跡の遺構（白線の内側が遺構の埋土）

Q.文化財に関わる仕事や進路を考える場合、注意することはありますか？

A.文化財に関わる仕事の採用試験の募集要項の中に「学芸員資格が必要」と記載されることが非常に多いです。学芸員資格の取得にはいくつかの方法がありますが、最も一般的なのは大学などで特定の単位を取得することです。ただし、大学によっては必要な単位を取るための講義が行われていないところもあるので、文化庁のHP

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan\\_hakubutsukan/shinko/about/daigaku/pdf/94198201\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/about/daigaku/pdf/94198201_01.pdf)）なので一度確認してみてください。また、受験資格の中に「学校教育法に規定の学校において、〇〇（考古学、日本史学など）又はそれに類する学科等の課程を専攻し、大学を卒業又は大学院を修了している」などが記載される場合が多いです。

高校卒業後の進路は大学に入学してから考えても決して遅くはありません。実際に大学に進学してからゆっくり自分の興味や関心に向き合ってください。もし大学進学前に興味や関心が決まっているなら、その興味や関心がある分野を研究している研究者が教員として在席している大学を進学先として選択するのも選択肢の一つです。わからないことがあれば、セ

ンターや博物館、地元の市町村の文化財保護部局（文化財担当）など専門職員がいる機関に  
相談してみるのもいいですね。